

第6章 地震・津波対策計画

第1節 地震災害対策計画

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策は、本計画によるものとする。

1 地震の想定

(1) 基本的な考え方

ア 北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震を大別するとプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。そのため、道は、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、24地震54断層モデルを選定し、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定算定を行った。

イ 北海道地域防災計画(以下「道地域防災計画」という。)において北海道で想定される地震に関しては、既往の地震経験及び最近の地震予知研究などから、本町では、日本海溝・千島海溝周辺及び道東内陸部を震源域とする地震活動が極めて多く、これまでに平成6年(1994年)北海道東方沖地震などM8クラスの地震が多数発生し、地震、津波による被害を及ぼしている。「平成30年(2018年)北海道胆振東部地震」では、北海道で初めて震度7を観測し、多くの被害が発生した。この地震による被害の特徴は、震源地周辺で発生した斜面崩壊、札幌市や北広島市等の住宅地及び苫小牧港等で発生した地盤液状化による被害、そして、震源地に近い苫東厚真火力発電所の被災に伴う全道での全戸停電(ブラックアウト)の発生し、本町においても停電が発生している。

ウ 本町に係る地震想定経緯

(ア) 昭和45年2月20日地震予知連絡会は、北海道東部地域を特定観測地域に指定したが、昭和48年、根室半島でマグニチュード7.4の地震が発生し、陸上においても現在も地震前の大きな地殻の歪みが残ったままであることから、昭和53年8月21日に再度、特定観測地域に指定した。

(イ) 平成27年2月、内閣府は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」を設置し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に係る検討が成され、その報告によれば、北海道から岩手県の太平洋沿岸部の領域において、最大クラスの津波を伴う地震が切迫している状況にあるとされている。

- (ウ) 令和2年4月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（概要報告）」において、日本海溝・千島海溝沿いを震源域とする巨大地震モデルの基本的考え方、震度分布・津波高・浸水域等の推計を公表し、国の中央防災会議の下、北海道から千葉県にわたる東日本太平洋沿岸部の広大な範囲で想定されるマグニチュード9クラスに及ぶ2つの巨大地震モデル（日本海溝モデル・千島海溝モデル）について地震・津波による当該地域の被害想定及び減災対策を検討するため、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置している。
- (エ) 令和3年7月、その考え方を基本とする北海道の浸水想定設定ワーキンググループが「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定」において最大クラスの地震・津波が発生した場合を想定、この時の北海道から千葉県までの広域にわたる人的被害、建物被害、ライフライン、インフラの甚大な被害発生を推計し本町における津波浸水想定区域が決定され公表している。
- (オ) 令和4年3月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会最終報告」において、本町における地震津波様相は、日本海溝モデルで最大震度3以下、満潮時では最大津波高4m、千島海溝モデルで最大震度6強、最大津波高4.7m、満潮時には7mに及ぶ津波を伴う巨大地震を推計している。この時、道東の厚岸町で最大震度7（千歳海溝モデル）、根室市で最大津波高22m（千島海溝モデル）も公表している。時期を同じくして、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書」において、東日本全域の人的被害約100,000人（千歳海溝モデル）という甚大な被害推計も公表している。
- (カ) 令和4年7月、道は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」を公表、その際、防災対策により被害を軽減することが可能となることも推計している。本町においても巨大地震の際の人的被害、建物被害、低体温症対処者数等の甚大な地震・津波被害が推計されている。
- (キ) 令和4年9月、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第9条に基づき、本町は、津波による指定基準に該当する対象地域となり、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地域」に指定されている。
- (ク) 本町として、これらの経緯を踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策を推進しなければならない状況にある。

(2) 本町に被害を及ぼすと考えられる地震

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、次のとおりである。

ア 海溝型地震

(ア) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部 (T1)、十勝沖 (T2)、根室沖 (T3)、色丹島沖 (T4) および択捉島沖 (T5) の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がなされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるマグニチュード (以下「M」という。) 8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

a 三陸沖北部 (T1)

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9の「1968年十勝沖地震」、1994年M7.6の「平成6年(1994年)三陸はるか沖地震」が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

b 十勝沖 (T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の「平成15年(2003年)十勝沖地震」が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は9%とされている。

c 根室沖 (T3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の「1973年6月17日根室半島沖地震」が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域ではM7～8クラスの地震が発生すると考えられ、「1973年6月13日根室半島沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「平成15年(2003年)十勝沖地震」では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は80%程度とされている。

d 色丹島沖 (T4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

e 択捉島沖 (T5)

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

(イ) 500 年間隔地震 (T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約 6,500 年間に 10 数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約 500 年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500 年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6 の超巨大地震が予想されている。直近のものは 17 世紀初めに発生しており、既に約 400 年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

(ウ) プレート内のやや深い地震 (P1~P3)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ 100km ほどのところで破壊して発生する地震であり、釧路沖の 1993 年 M7.5 の「平成 5 年（1993 年）釧路沖地震」地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、

- a 釧路沖 (P1)
- b 厚岸直下 (P2)
- c 日高中部 (P3)

を想定する。

イ 内陸型地震

(ア) 標津断層帯 (N9)

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7 程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

(イ) 既往の内陸地震である弟子屈地域 (E1)

弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも 1938 年 M6.0、1959 年 M6.2、1959 年 M6.1 及び 1967 年 M6.5 の地震があり被害を出している。

ウ 本町に被害を及ぼす蓋然性のある主要な活断層の長期評価

本町に被害を及ぼす蓋然性のある標津断層帯の長期評価については、地震の規模であるマグニチュードは 7.7 程度、地震発生確率は不明である。

(3) 地震想定

ア 前述のような実情を踏まえ、本計画において本町が蓋然性のあるものとして想定する地震について、内陸型地震である標津断層帯地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を本町に被害を及ぼす蓋然性のある地震として想定している。

イ 標津断層帯地震

本地震は、北海道の地震被害想定調査から、次のとおり想定するものである。

標津断層帯地震	マグニチュード(M)	最大震度
	M7.7以上	6強

ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

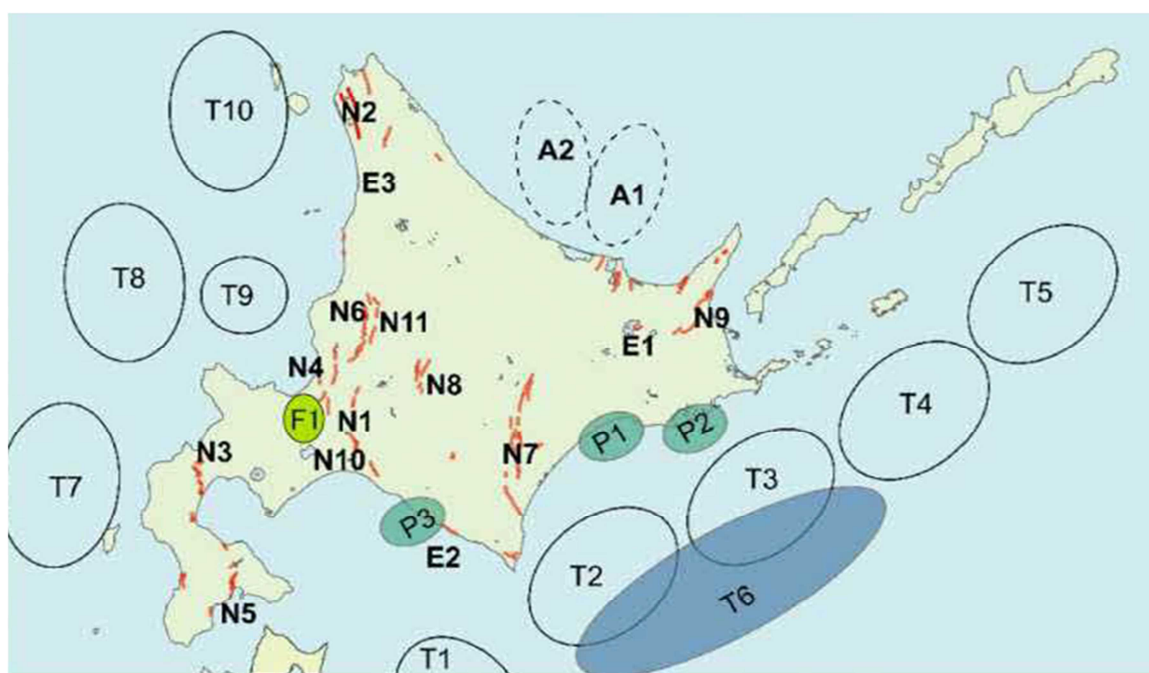
本地震は、国の中央防災会議の公表資料から、次のとおり想定するものである。

海溝型地震	マグニチュード(M)	モーメント マグニチュード(Mw)	最大震度
日本海溝モデル	M8.0～M8.6	Mw9.1	3以下
千島海溝モデル		Mw9.3	6強

別表1 本町に被害を及ぼす蓋然性のある海溝型地震及び内陸型地震

震源の型		蓋然性のある地震		断層モデル公表 元機関名	前回発生 (年)	震源 位置	マグニチュード	長さ (km)
		名称						
海溝型地震	日本海溝・ 千島海溝	T1	三陸沖	地震調査研究本部	1968	既知	8.0	—
		T2	十勝沖		2003	既知	8.1	—
		T3	根室沖		1894	既知	7.9	—
		T4	色丹島沖	中央防災会議	1969	既知	7.8	—
		T5	択捉島沖		1963	既知	8.1	—
		T6	500 年間隔地震		未知	推定	8.6	—
プレート型		P1	釧路沖	地震調査研究本部	1993	既知	7.5	—
		P2	厚岸直下		1993 年型	推定	7.2	—
		P3	日高中部		1993 年型	推定	7.2	—
内陸型地震 (活断層帯)		N9	標津	地震調査研究本部		既知	7.7 以上	56
内陸型地震 (既往地震)		E1	弟子屈	—	1938	推定	6.5	—

別図 蓋然性のある地震の震源域



引用 北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）第1章第7節 図1 「想定される地震」

別表2 本町に被害を及ぼす蓋然性のある主要な海溝型地震の長期評価

領域又は地震			マグニチュード	地震発生確率			平均発生間隔	最新発生年代
				10年以内	30年以内	50年以内		
千島海溝沿い	超巨大地震(17世紀型)		8.8程度以上	2～10%	7～40%	10～60%	約340～380年	17世紀
	十勝沖		8.0～8.6程度	0.3%	10%程度	40%程度	80.3年	18.3年前
	根室沖		7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%以上	65.1年	48.5年前
	色丹島沖及び択捉		7.7～8.5前後	20%程度	程度60%	80%程度	35.5年	—
	ひとまわり小さいプレート間地震	十勝沖 根室沖	7.0～7.5程度	40%程度	80%程度	90%程度	20.5年	—
		色丹島沖 択捉島沖	7.5程度	50%程度	90%程度	90%以上	13.7年	—
	十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震(地震津波等)		8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—
	沈み込んだプレート内のやや浅い地震		8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度	88.9年	—
	沈み込んだプレート内のやや深い地震		7.8程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—
	海溝軸の外側で発生する地震		8.2前後	—	—	—	—	—
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)		7.8程度	0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%	1400～3900年程度	約2100年前
	北海道西方沖の地震		7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年	81.4年前
	青森県西方沖の地震		7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年	38.6年前

2 想定地震津波

(1) 基本的な考え方

本町に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、次のとおり国・道から公表されており、その蓋然性から当該地震津波の規模だけでなく、最も厳しい条件下（厳冬の早期避難率が低い場合）の被害推計は甚大であるとされている。そのため、最新の津波浸水予測を踏まえた対策計画を策定・修正し、人的被害を含めた減災を図る。

令和2年4月 国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルを公表

道が当該津波断層モデルを基に検討

令和3年7月 道の浸水想定設定ワーキンググループが、太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直して公表

令和4年7月 道が「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」を公表

上記の津波浸水予測を踏まえて本計画は作成及び修正したものであり、今後も本町の防災・減災に係る対策を推進していく。

(2) 津波想定

町名	最大津波高	影響開始時間	第1波到達時間	最大波到達時間
別海町	2.5m～4.7m	16分～99分	24分～50分	30分～50分

引用 道津波浸水想定設定ワーキンググループ

「太平洋沿岸の津波浸水想定について」（令和3年7月19日）

3 応急対策活動

地震による災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合は、町長は本部を設置し、指定地方行政機関、道、町内の公共的団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

4 通信連絡の対象

(1) 防災関係の通信施設

通信連絡は、町防災計画本編第3章第2節「災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

(2) 報道関係機関の協力活動

放送局、新聞社等との情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、ヘリコプター、車両等の機動力を動員し連絡体制を図るものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの派遣は、知事（防災航空室長）に要請するものとする。

5 広報活動

(1) 広報の準備

広報車等は、突発時において直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期するものとする。

(2) 広報内容

ア 地震（後発地震含む。）・津波災害の規模、警戒レベル等に応じ、デマ・憶測が発生・拡散しないよう広報内容を精選し周知するものとする。

イ 地震・津波災害に関する情報のうち、本町又はその周辺において被災の可能性がある場合には、札幌管区気象台発表の地震情報を確認し、周知するものとする。

ウ 周知する広報内容は、次のとおりとする。

(ア) 避難所等 (位置、経路等)

(イ) 交通通信状況

(交通機関運行状況、不通場所、開通見込日時、道路交通状況、通話可能区域)

(ウ) 火災状況 (発生場所、避難指示等)

(エ) 電気、水道等公益事業施設状況

(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)

(オ) 医療救護所の開設状況

(カ) 給食、給水実施状況 (供給日時、場所、種類、量、対象者等)

(キ) 衣料、生活必需品等供給状況 (供給日時、場所、種類、量、対象者等)

(ク) 河川、港湾、漁港、橋梁等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)

(ケ) 住民の心得等、人身の安全及び社会秩序保持のための必要事項

(3) 広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞、広報車両、郵便局、インターネット、防災行政無線等）を充実・強化するほか、防災情報システムのメールサービスを利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

6 消火活動

町防災計画本編第4章第2節「消防計画」に定めるもののほか、必要に応じて国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

- (1) 地震による被害が大規模となるのは、市街地における火災の同時多発及びこれに基づく延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。これらの火災発生及びその拡大を最小限度に食い止めるため、初期消火活動を迅速に行うことが必要であり、このため消火作業上必要な第一次的措置については、消防署（団）において実施するが、必要に応じ本部長は、他市町村、道、関係機関等に応援の派遣要請をするものとする。

(2) 危険物の保安活動

ア 災害発生時及び発生のおそれのあるときは、町長（本部長）は、火薬類、プロパン、石油、薬品等の製造業者に対して製造、販売、使用等の一時禁止又は制限についての協力を求める。

イ 町長（本部長）は、被害が広範囲にわたり危険物に引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、立入禁止区域の設定をするとともに区域内の住民に対する避難、立ち退きの指示をする。

ウ 町長（本部長）は、火災の性質、状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、火災消防車の派遣要請等、他機関の応援を受ける。

エ 流出及び転倒した石油及び薬品タンク等に対しては、町長（本部長）は、使用の停止を命じ、危険物の排除を実施させる。

オ 町長（本部長）は、石油及び薬品等の危険物が漏出した場所、その他危険区域をロープ等で区画し、係員を配置する。

7 避難救出計画

避難救出対策については、町防災計画本編第5章第3節「避難救出計画」に定めるもののほか、避難所等、救出方法については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。

- (1) 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示、搜索の命を受けた職員が当たるが、避難誘導に当たっては、高齢者、幼児、傷病者及び女性等を先に行うものとする。

- (2) 救出に当たっては、消防機関を主体として行うが関係機関及び自主防災組織等の住民による自主救出の実施を促進するものとする。

8 医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策

町防災計画本編第5章「災害応急対策実施計画」に基づき万全なる対策を講ずるものとする。

第2節 津波応急対策計画

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の安全と被災者の保護等を図るため、本計画を次のとおり定める。

1 津波の特性

- (1) 津波には、有感地震の前兆がある場合と、震源が遠距離のため無感の場合がある。
また、津波は押しで始まる場合も引きで始まる場合もある。
- (2) 震源が海岸近く浅い場合には、地震発生後直ちに津波が来襲することがある。
震源が遠距離でもマグニチュードが大きい場合は、地震が発生してから数時間後に津波が来襲することがある。

2 災害対策本部の設置

町長は、津波予報が発表された場合又は津波の発生するおそれがある場合は、必要に応じ、災害対策本部を設置し、職員を非常配備（町防災計画本編第2章第3節「別海町災害対策本部」のとおり）するとともに指定地方行政機関、道、町内の公共的団体の協力を得て、応急対策を実施するものとする。

ただし、津波警報（津波・大津波）が発表された場合にかぎり、同時に災害対策本部を設置するものとする。

3 警報の伝達と周知

津波予報が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、町防災計画本編第3章第1節「気象予報警報等の伝達計画」の「気象予報警報等伝達系統図」により、沿岸住民に対し防災無線、町広報車、消防署サイレン、打鐘、消防車により伝達、周知を行うものとする。

なお、防災無線による緊急情報伝達文及び緊急情報解除伝達文の放送内容は次のとおりとする。

(1) 緊急情報伝達文

予報の種類		避難情報	広 報 文	反復回数
津波注意報		—	「津波注意報が発表されました。海岸・川沿いの地域の方は、十分に注意してください。」	2回
津波警報	津 波	避難指示	「津波警報が発表されました。津波が予想されます。海岸・川沿いの地域の方は、高台など安全なところへ速やかに避難するよう指示します。」	3回
	大津波		「大津波警報が発表されました。大津波が来襲します。海岸・川沿いの地域の方は、直ちに高台など安全なところへ避難するよう指示します。」	3回

(2) 緊急情報解除伝達文

広 報 文	反復回数
「発表されました津波注意報（又は津波警報・大津波警報）は解除になりました。」	2回

4 広報活動

災害の規模、今後の動向、被害状況等の情報を的確に周知させ、人心の安定、社会秩序の維持のため、次により迅速なる広報活動を行うものとする。

(1) 広報内容

- ア 津波に関する情報 (札幌管区気象台発表の情報周知)
- イ 避難所等 (位置、経路等)
- ウ 交通通信状況 (通信状況、道路状況、不通場所、開通見込日時)
- エ 電気、水道等公益事業施設状況 (被害状況、復旧状況、注意事項)
- オ 医療救護所状況 (開設場所等)
- カ 給食、給水実施状況 (供給日時、場所、量、対象者等)
- キ 衣料、生活必需品等供給状況 (供給日時、場所、量、対象者等)
- ク 住民の心得、社会秩序維持のため必要事項

(2) 広報の方法

町防災計画本編第5章第1節「災害広報計画」に定めるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、防災無線等）を利用して、迅速かつ適切なる広報を行うものとする。

5 避難

避難指示等については、町防災計画本編第5章第3節「避難救出計画」の定めによるが、特に次の措置を講じ住民の避難が円滑かつ安全に行われるよう努めるものとする。

(1) 避難指示等

町長は、避難の時期を失しないよう速やかに避難の指示を行うものとし、災害時要援護者を優先的に避難させるとともに、危険区域内の全住民を避難させるものとする。なお、津波予報が発表された場合の避難指示等は次のとおりとする。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		避難情報
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	避難指示※
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	—

※ 避難指示

災害が発生するおそれが高い区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況であるときに発令される情報をいう。

(2) 避難の誘導

避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織等、その他指示を受けた者が当たるものとする。

(3) 避難救出

救出に当たっては、消防機関を主体として行うが、関係機関及び自主防災組織等の住民による自主救出の実施を促進する。

(4) 漁船避難

漁船及び船舶は、津波予報が発表された場合又は津波の発生するおそれがある場合は、港外へ避難し又は岸壁に固定若しくは陸上に引き上げ固定する。

乗組員は、安全な場所に避難し、人命を最優先した措置を講ずる。

別図 津波警報の情報発表の流れ



引用 政府広報オンライン HP 図表「津波警報の情報発表の流れ」

政府広報オンライン HP「緊急地震速報と津波警報等 いざそのとき、身を守るために」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201410/4.html>

6 津波災害対策訓練

津波災害対策を円滑に実施するため、町長は津波に関する知識の向上と住民の生命、財産の保護を目的とした津波災害対策訓練を次の区分で実施する。

また、本計画に定めるほかは、町防災計画本編第5章「災害応急対策計画」に基づき、万全なる対策を実施するものとする。

(1) 津波災害対策に係る防災訓練を実施する機関

津波災害対策に係る防災訓練は、住民の生命を守り、関係機関との連携に資するため、指定地方行政機関、道、公共的団体等又は津波災害上重要な施設の管理者と本町との共同開催を基本とする。その際、防災訓練を計画する津波災害警戒区域内の町内会自主防災組織を参画させ自助・共助意識の啓発を図るものとする。

(2) 津波災害対策に係る防災訓練の種別

ア 情報通信訓練

(ア) 多元化した通信手段を用いて、地震・津波・後発地震に係る災害情報の伝達要領を演練

(イ) 通信障害発生時における地震津波災害情報の収集及び報告・連絡要領を演練

(ウ) 自主防災組織による要配慮者等の安否確認～災害対策本部との連携要領を演練

イ 広報訓練

(ア) 災害対策本部広報対策班が所属する総務部を主対象として広報要領を演練

(イ) 安否不明者の氏名等公表に係る個人情報の取り扱い手順・流れを演練

ウ 要配慮者等安否確認訓練

災害対策本部福祉対策部である福祉部と連携して自主防災組織による要配慮者等安否確認要領の演練

エ 避難所開設訓練

自主防災組織による合理的配慮を施した指定避難所開設要領の演練

オ 避難訓練

警報発令～住民避難～避難所開設までの一連の流れを実動で演練

カ 炊き出し、給水訓練

自衛隊等の関係機関と連携した炊き出し、給水車による給水所開設の演練

キ 指揮統制訓練

災害対策本部及び関係機関との連携、状況に応ずる対応要領を図上で演練

ク 緊急輸送訓練

(ア) 道及び根室管内の自治体と釧根地方石油業協同組合の連携による管内重要施設への燃料輸送～給油（通称「根室モデル」）を演練

(イ) 関係機関と連携した物資輸送～卸下を演練

ケ 救出救護訓練

関係機関との連携による被災者の救出救護要領を演練

第3節 津波避難計画

1 総則

(1) 計画の修正

この計画は、最新の科学的な知見を反映した国・北海道などの諸計画等を踏まえ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

(2) 用語の意味

用語	意味
津波浸水想定区域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想区域に基づき地域単位に定める。
指定避難所	津波の危険から避難するため、避難者を津波警報が解除されるまでの間、一時的に保護する場所をいう。
指定緊急避難場所	不測の事態により指定避難所に避難できない場合や、逃げ遅れた避難者を勧誘して設定する高台等をいう。
避難路	避難所までの経路として、住民が日頃から考えておく経路をいう。
影響開始時間	地震発生から海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動(初期水位±20cm)が生じるまでの時間をいう。
第1波到達時間	地震発生から津波第1波が海岸に到達するまでの時間(津波は繰り返し来襲するため第1波が最大となるわけではないので注意が必要。)をいう。

(3) 想定する津波浸水予想

ア 経緯

(ア) 令和2年4月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について(概要報告)」において、日本海溝・千島海溝沿いを震源域とする巨大地震モデルの基本的考え方、震度分布・津波高・浸水域等の推計を公表し、国の中央防災会議の下、北海道から千葉県にわたる広大な範囲で想定されるマグニチュード9クラスに及ぶ2つの巨大地震モデル(日本海溝モデル・千島海溝モデル)について地震・津波による当該地域の被害想定及び減災対策を検討するため、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置している。

(イ) 令和3年7月、その考え方を基本とする北海道の浸水想定設定ワーキンググループが「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定」において最大クラスの地震・津波が発生した場合を想定、この時の北海道から千葉県にわたる東日本太平洋沿岸部の広大な範囲で想定される人的被害、建物被害、ライフライン、インフラの甚大な被害発生を推計し、本町における津波浸水想定区域が決定され公表している。

(ウ) 令和4年3月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会最終報告」において、別海町における地震・津波の様相は、日本海溝モデルで最大震度3以下、満潮時では最大津波高4m、千島海溝モデルで最大震度6強、最大津波高4.7m、満潮時では7mに及ぶ津波を伴う巨大地震を推計している。

この時、道東の厚岸町で最大震度7（千島海溝モデル）、根室市で最大津波高22m（千島海溝モデル）も公表している。

時期を同じくして、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書」において、東日本全域の人的被害約100,000人（千歳海溝モデル）という甚大な被害推計も公表している。

(エ) この計画は、北海道が令和3年7月に公表した「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定」（以下、「津波浸水想定」という。）に基づくものとする。

イ 津波浸水想定について、次の点に留意しなければならない。

(ア) れまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、対象地域における最大クラスの津波を想定している。

(イ) 津波は近年、観測・予測技術が向上し精度が高くなったものの、自然現象であることから、正確に予測することは困難で本浸水想定よりも被害が拡大する場合もありうる。また、避難行動の妨げとなる正常性バイアスの要因となりうる過小評価に陥りやすい。

2 避難計画

(1) 避難対象地域

避難対象地域は、以下の点に留意し津波浸水想定に基づき指定したものである。

ア 避難対象地域の指定にあたっては、避難指示等を発令する場合に対象の地域名が住民等に正確に伝わる事や、避難の際に地域内での助け合い等が迅速に行われる事が重要であることから、地域単位を基本とする。

イ 津波浸水想定では、一部のみ浸水するとされている地域であっても、避難指示等を発令する際は地域名で発令を行う。日頃から、津波の浸水のおそれがある箇所をハザードマップ等から確認するものとし、いざという時に備えるものとする。

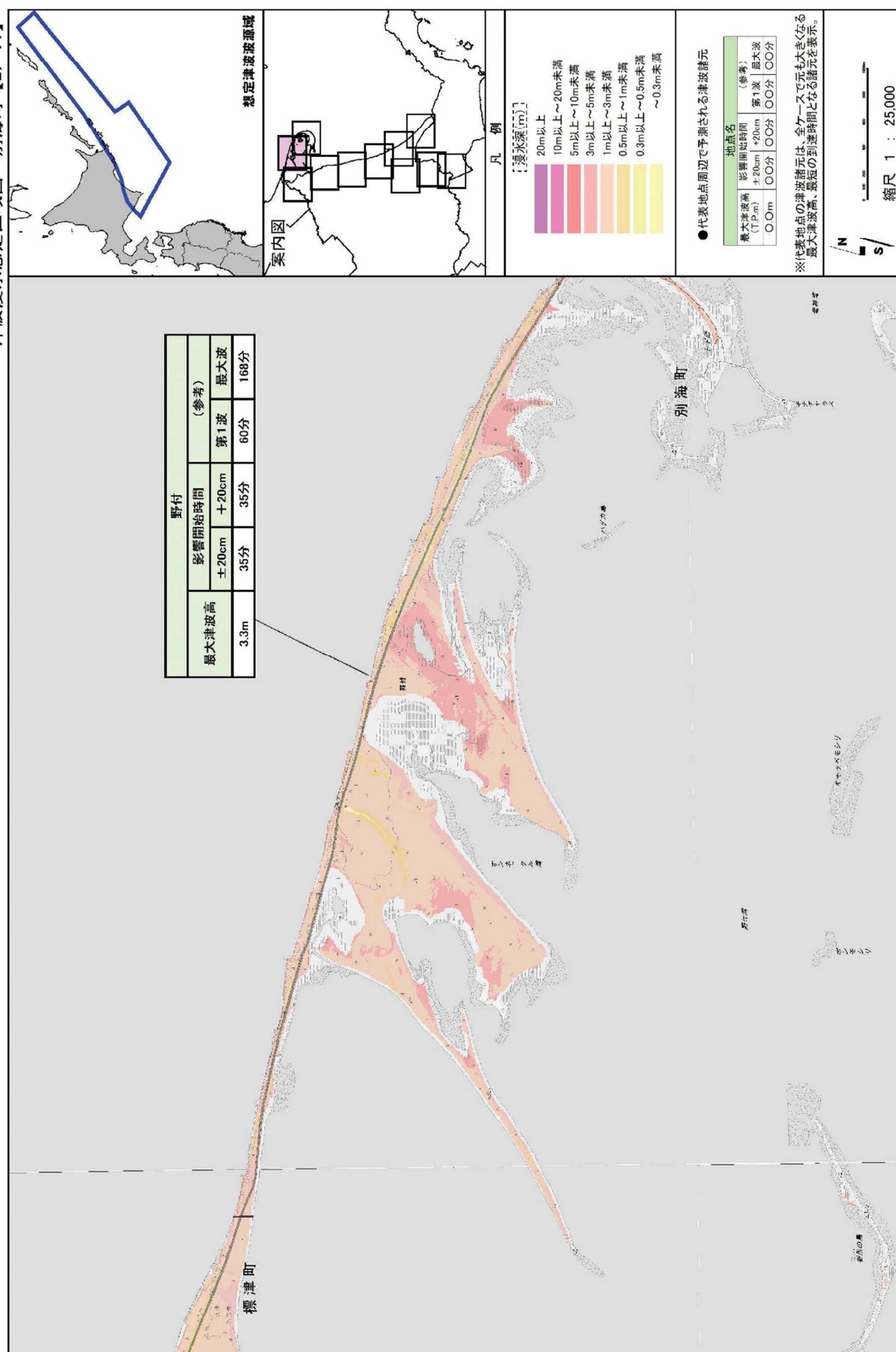
なお、北海道が令和3年7月に公表した「津波浸水想定区域図」は次項のとおりとなる。

ウ 避難対象地域（順不動）

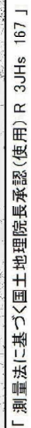
避難対象地域	1 野付半島
	2 尾岱沼
	3 床丹
	4 本別海
	5 走古丹



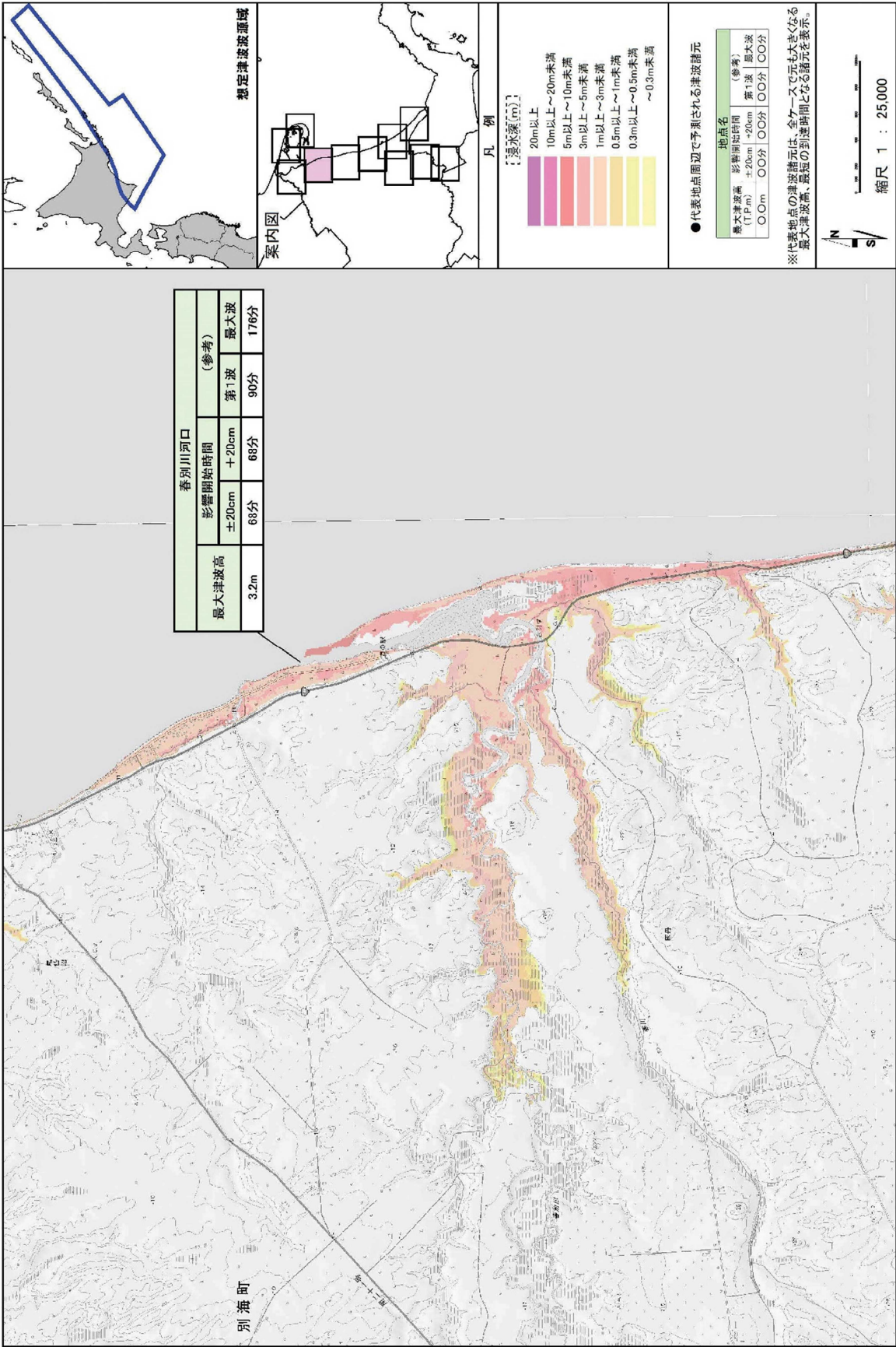
津波浸水想定区域図 別海町【2/11】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 3JHs 167」

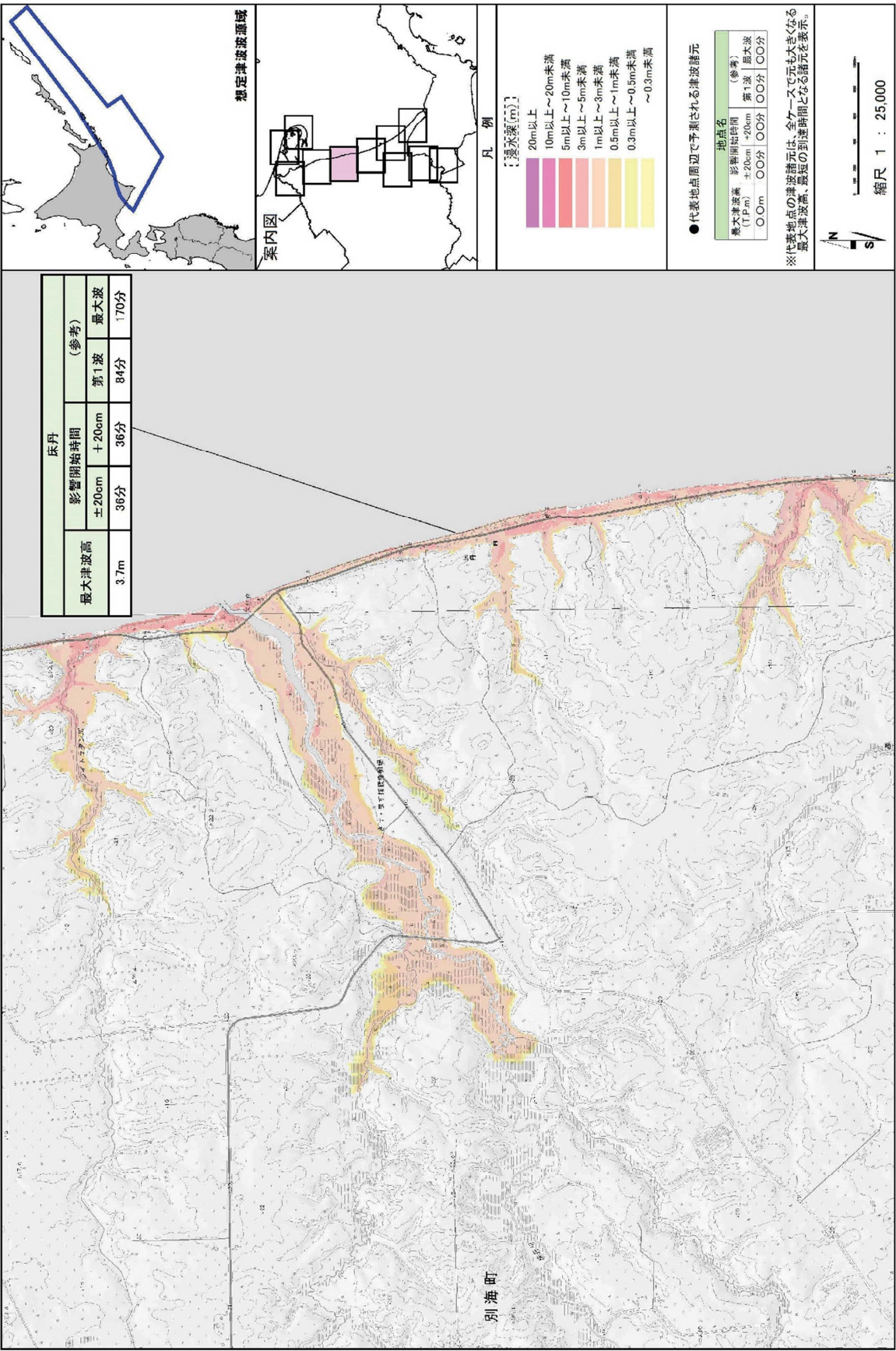


津波浸水想定区域図 別海町【4/11】

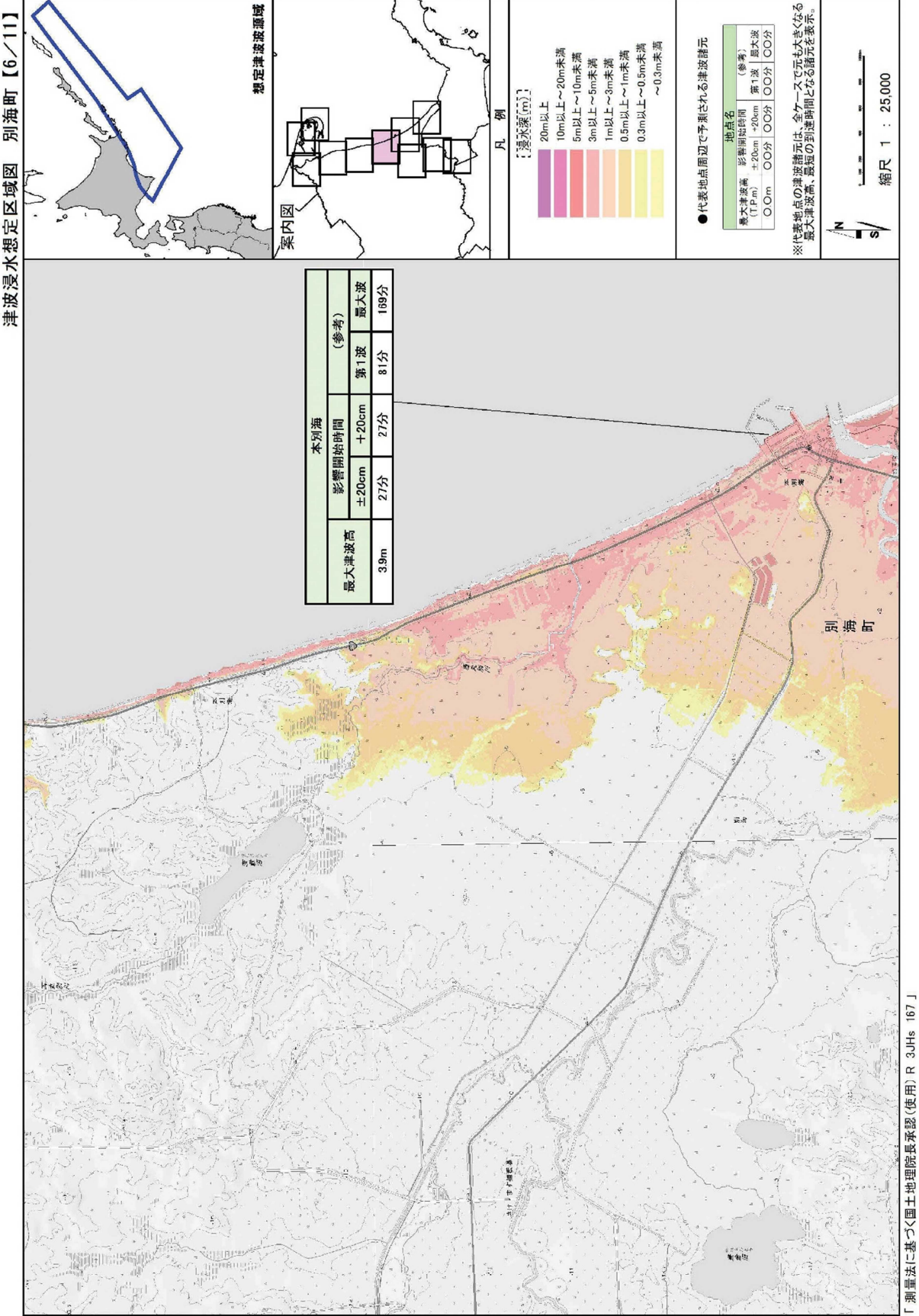


「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

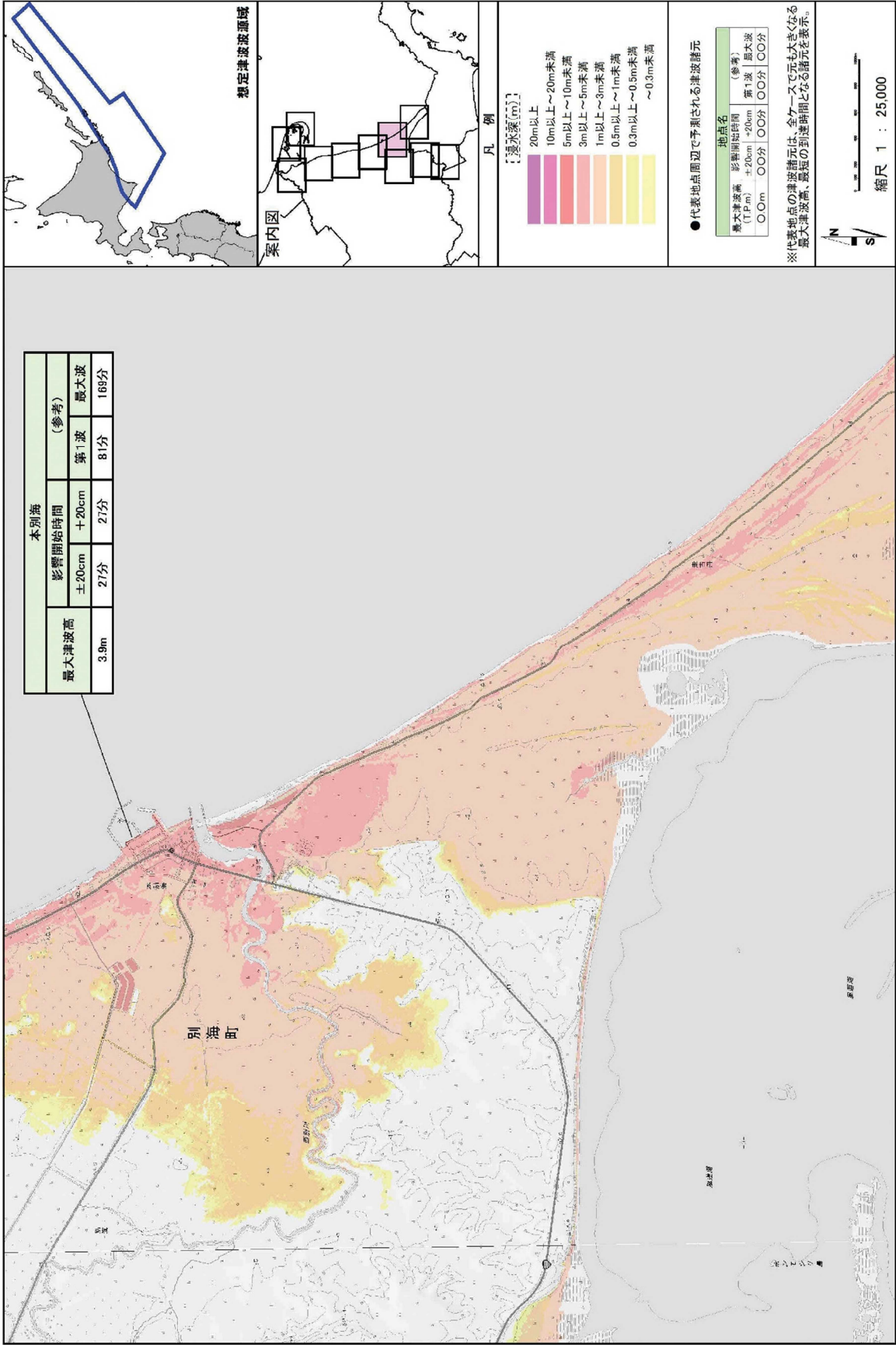
津波浸水想定区域図 別海町【5/11】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」



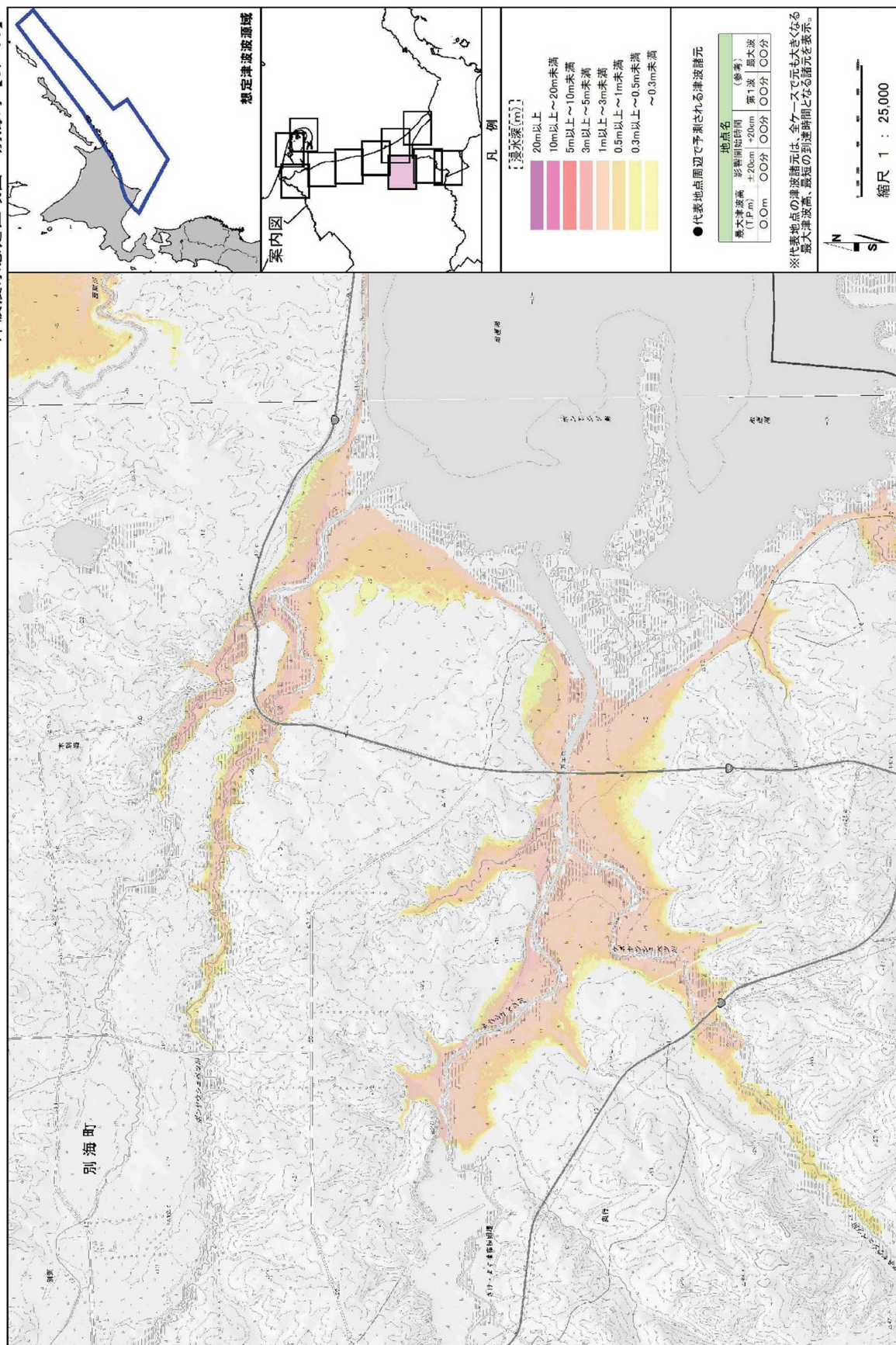
津波浸水想定区域図 別海町【7/11】



「測量法に基づく国土地理院最承認(使用) R 3JHs 167」

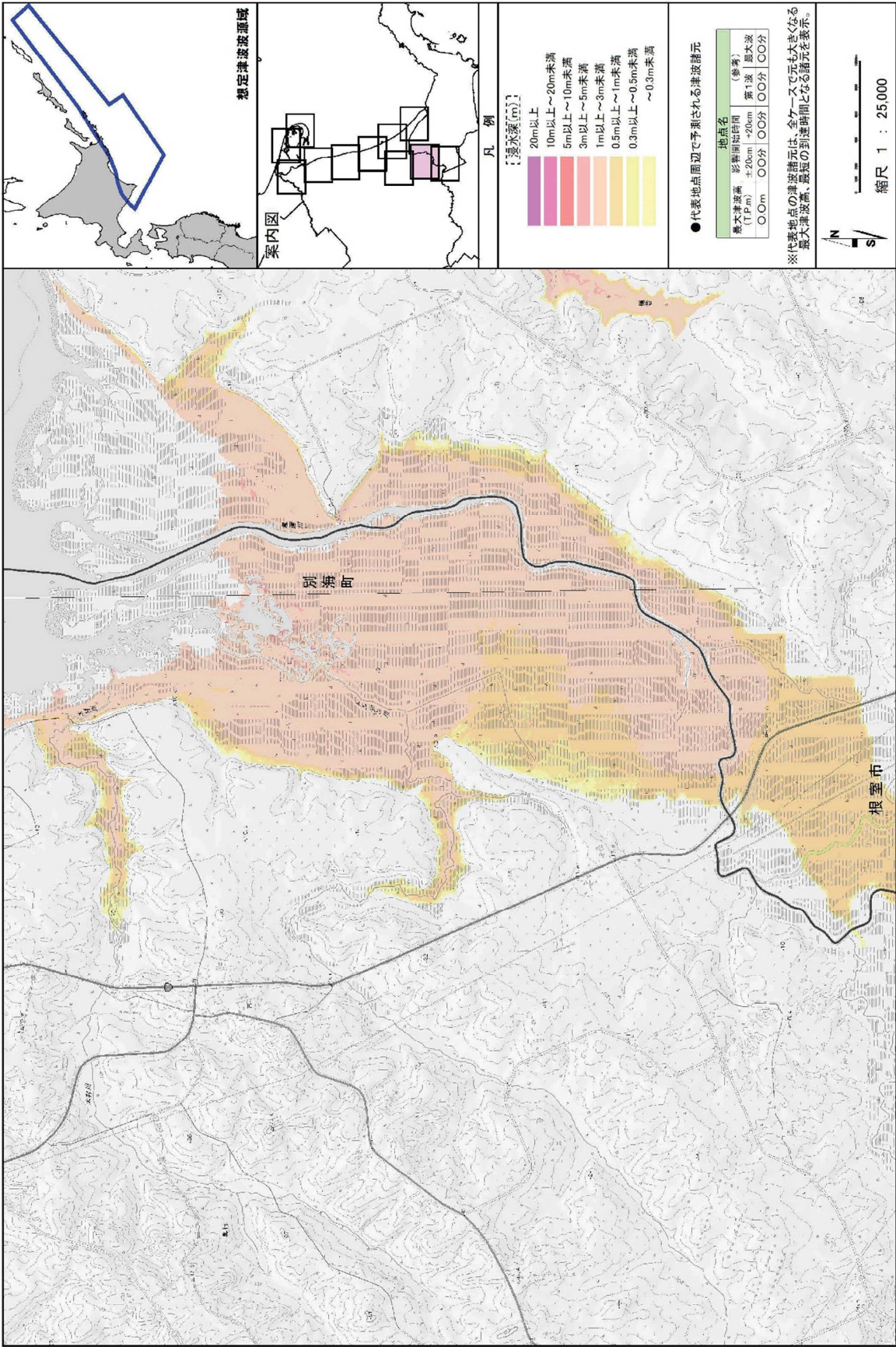


津波浸水想定区域図 別海町【9/11】



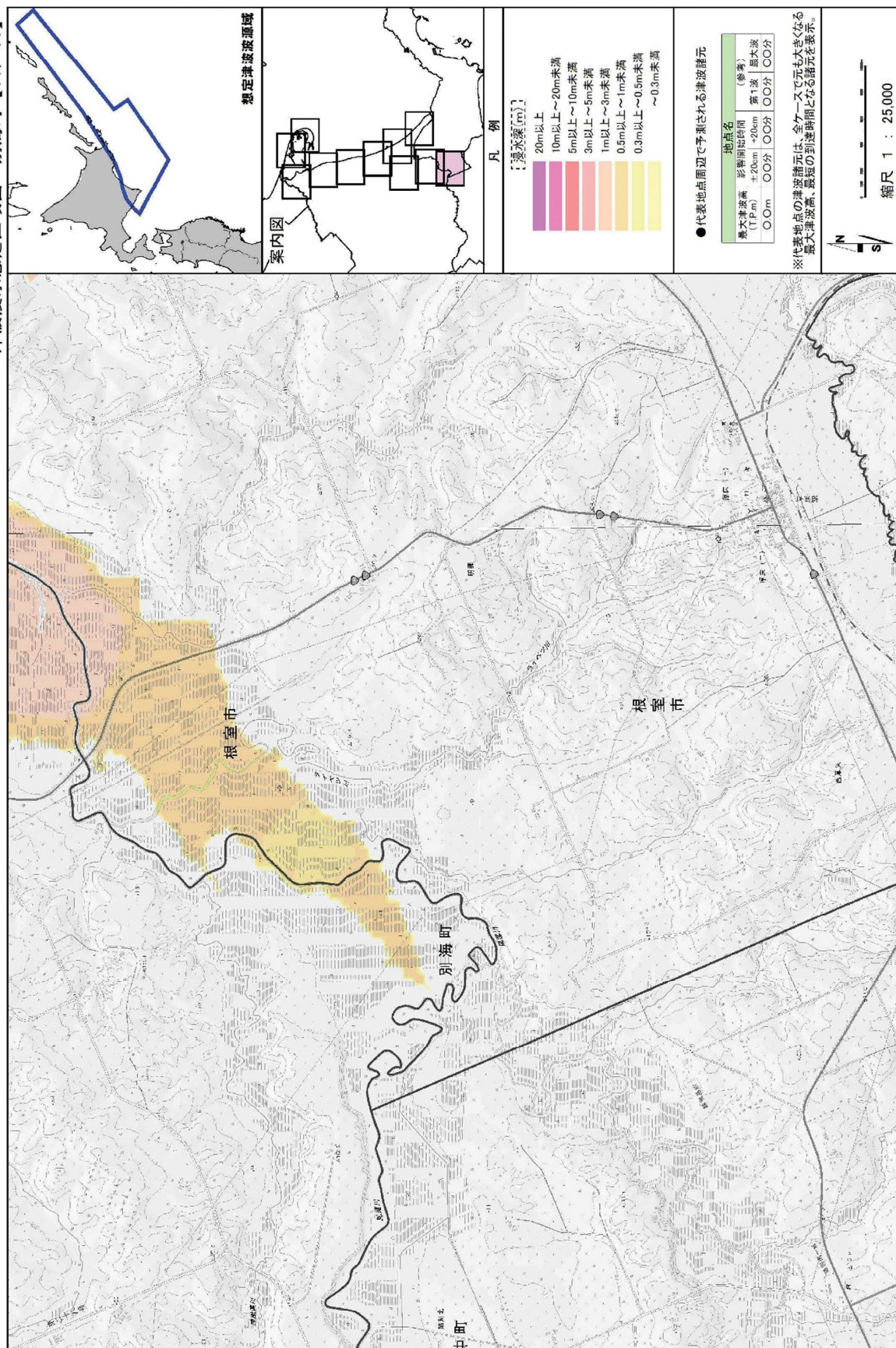
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

津波浸水想定区域図 別海町【10/11】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3UHs 167」

津波浸水想定区域図 別海町【11/11】



「測量法に基づく国土地理院最承認(使用) R 3JHs 167 J」

(2) 津波到達予想時間※¹

津波到達予想時間は、津波浸水想定に基づき設定されたものである。

地点名	最大津波高	影響開始時間	第1波到達時間	最大波到達時間
野付	3. 3m	3 5分	6 0分	1 6 8分
尾岱沼	2. 9m	8 2分	9 2分	1 7 9分
床丹	3. 7m	3 6分	8 4分	1 7 0分
本別海	3. 9m	2 7分	8 1分	1 6 9分
走古丹	3. 4m	2 3分	7 7分	1 7 0分

※¹ 上記に示す第1波到達時間は、北海道により実施された津波浸水想定に基づくものである。

津波の危険がある場合には、必ず、気象庁から発表される津波情報を基に適切な避難を行うものとする。

(3) 指定避難所

津波の危険から避難するため、避難者を津波警報等が解除されるまでの間、一時的保護する場所とし、津波浸水想定区域の外に設定するが、想定される津波に対応できる施設はこの限りではない。また、津波警報等が解除された後、居住場所が被災した場合には内陸にある避難所を提供し移動できるものとする。

(4) 指定緊急避難場所

不測の事態により、指定避難所に避難できない場合や、逃げ遅れた避難者等を勘案して高台等を緊急避難場所として設定するものとする。

(5) 避難方法

ア それぞれの避難対象地域においては、津波到達予想時間が指定避難所までに移動に要する時間より長い地域が多いため、避難に当たっては指定避難所を目指すものとし、落橋等や経路の寸断等によって避難所を目指すことが困難な場合は、高台等の指定緊急避難場所を設定しておくものとする。

イ 避難方法は徒歩避難を原則とする。

下記の場合においては、避難における自動車の使用を認めるものとする。

(ア) 高齢者や体の不自由な人等、自力で避難できない場合

(イ) 津波到達時間内に徒歩で指定避難所に避難することが困難な場合

ウ 自動車避難に係る留意事項

自動車避難は、過去の大規模災害の教訓事項として、自動車避難中に2次災害に巻き込まれ、避難後の災害関連死に起因した事例もあることから、その特性を理解した上で、発災時の避難指示、若しくは警報発令時における自動車避難の可否については、(ア)の場合を除き、自分の身は自分を守る「自助」として判断することを原則とする。そのため、早期避難行動を前提として日頃から防災訓練等の機会を活用し、避難経路、避難所要時間を確認・把握しておくものとする。

エ あらゆる事態を想定し、指定緊急避難場所を日頃から確認しておくものとする。

オ 避難行動について、平素から地域住民と協議し、不測の事態に備えるものとする。

3 地震・津波に対する措置等

(1) 住民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、道民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。地震・津波発生時に、住民は、「自分の身は自分で守る」「自分達の地域は自分達で守る」といった意識を持ち、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

(2) 家庭における措置

ア 平常時の心得

- (ア) 地域の避難場所・避難経路、家族の集合場所及び連絡方法を確認する。
- (イ) 地震に起因した崖（がけ）崩れ、津波の前兆となる引き波に注意する。
- (ウ) 建物の補強、家具の固定をする。
- (エ) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (オ) 消火器の用意をする。
- (カ) 「最低3日間、推奨1週間」分の備蓄品及び非常持出品を準備するものとする。

a 備蓄品の一例

食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー・ポータブルストーブ等

b 非常持ち出し品の一例

リュックサック等に入れ、すぐに持ち出せるよう本町のハザードマップに記載されている「備蓄品および非常持ち出し品」を参考に準備しておくものとする。

- (a) 貴重品、現金、証書類、マイナンバーカード等の身分証明書、健康保険証
- (b) 個人専用のもの（入歯、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器等）
- (c) 懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話の充電器
- (d) 救急品、マスク等の新型コロナウイルス感染症等の感染症感染予防のための衛生用品
- (e) 生理用品、生理用ショーツ、紙おむつ（大人用）
- (f) 替え用の下着類
女性は性犯罪被害防止のため、黒・灰色・紺色等汚れが目立たない色のブラトップ、ボクサータイプのショーツを推奨
- (g) 粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ
- (h) ビニール袋、新聞紙
- (i) ペットを連れて避難する場合のゲージ・リード・ペットフード
- (キ) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (ク) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

イ 地震発生時の心得

(ア) まずわが身の安全を図る。

(イ) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

(ウ) 揺れがおさまったら、落ち着いて迅速に火の始末をする。万一、出火した場合は、初期消火に努める。

(エ) 二次災害の防止

過去の大震災において、倒壊あるいは破損した家具において、災害復旧により電気が使用可能となったことで、断線していた電気配線がショートし発生する通電火災が多数発生し被害を大きくした教訓から、地震発生時避難する前に、必ず電気ブレーカーを遮断すること。

(オ) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

(カ) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

(キ) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。

(ク) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。

(ケ) みんなが協力し合って、応急救護を行う。

(コ) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

(サ) 発災後、避難したら、秩序を守り、衛生に注意する。

ウ 空港やショッピングモール等の集客施設でとるべき措置

(ア) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。

(イ) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。

(ウ) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

エ 街など屋外でとるべき措置

(ア) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。

(イ) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。

(ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

オ 運転者のとるべき措置

ケース	対応時の行動
走行中	走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
	走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

上記の表は次の頁に続く。

ケース	対応時の行動
走行中	車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、以下の行動をとるものとする。 1 エンジン「切」 2 エンジンキーを付けたまま。 3 窓を閉め、ドアはロックしないこと。 4 駐車の際は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
避難時	被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

カ 津波に対する心得

(ア) 一般住民

- a 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- b 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- c 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- d 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- e 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- f 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- g 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- h 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- j 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- l 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- m 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

(イ) 船舶関係者

- a 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

ケース	対応時の行動
津波到達時刻まで時間的余裕がある場合	荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）した後、安全な場所に避難する。
津波到達時刻まで時間的余裕がない場合	荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

- b 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- c 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

4 地震・津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

(1) 緊急地震速報※²

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

※² 緊急地震速報（警報）

地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 津波警報等の種類及び内容

ア 津波警報等の種類

(ア) 大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(イ) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想される時に発表する。

(ウ) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(3) 地震・津波情報の発表基準・解説及び発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類は別表1 参照

別表1 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 - 震度3以上 - 津波警報等の発表 - 若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報（警報）を発表した場合	- 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 - 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	- 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 - 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 - 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

上記の表は、次の頁へ続く。

地震情報の種類	発表基準	内 容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場	・ 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 ・ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）

別表2 津波警報等の種類

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		被害想定及び避難行動例	避難情報
		数値での発表 (津波の予想高さ)	巨大地震 の場合		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 高さが高いところで 3mを超える場合	10m超	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	避難指示
		10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	予想される津波の 高さが高いところで 1mを超え、 3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波3m以下の場合が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の 高さが高いところで 0.2m以上、 1m以下の場合であ って、津波による災害 のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤ 1m)	表記 しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、小型船舶が転覆等する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	—

(4) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 津波に関する情報

ア 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

イ 津波観測に関する情報の発表内容

(ア) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

(イ) 沿岸で観測された津波の最大波に関する発表

最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(ウ) 沿岸で観測された津波の最大波に関する発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2mを超える	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	すべての場合	数値で発表 津波の高さを極小さい場合 「微弱」と表現

ウ 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

(ア) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

(イ) 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。

(ウ) 大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。

(エ) 最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(オ) 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）に関する発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3 mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	すべての場合	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表

(6) 津波情報等の留意事項

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては、1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

別図1 津波警報の情報発表の流れ

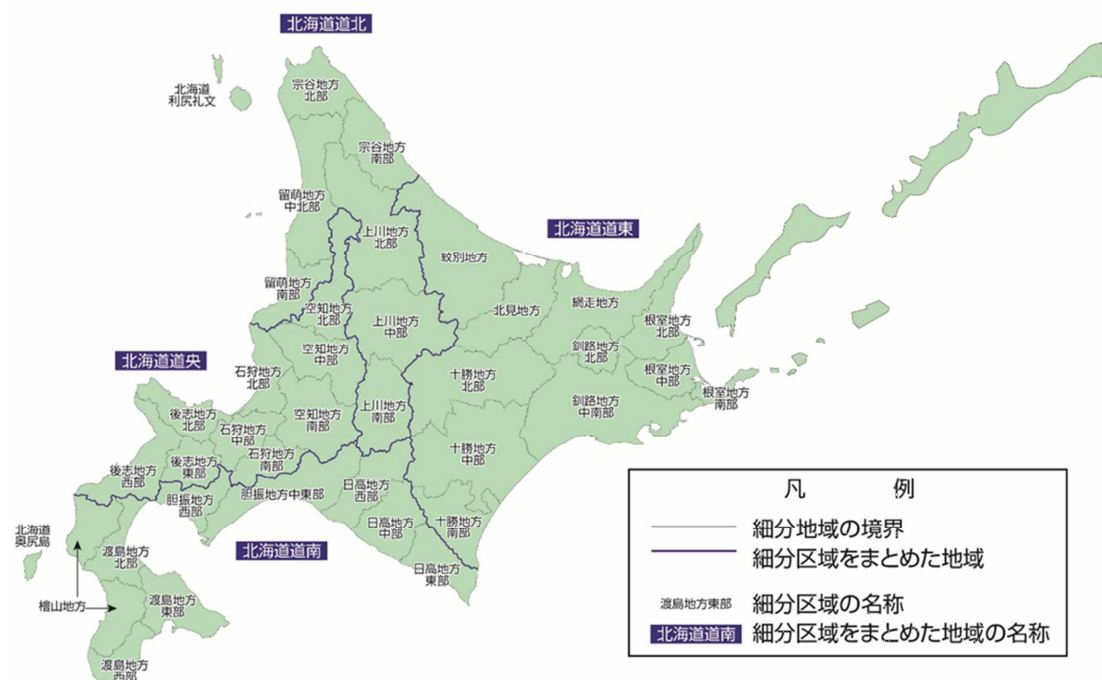


引用 政府広報オンライン HP 図表「津波警報の情報発表の流れ」

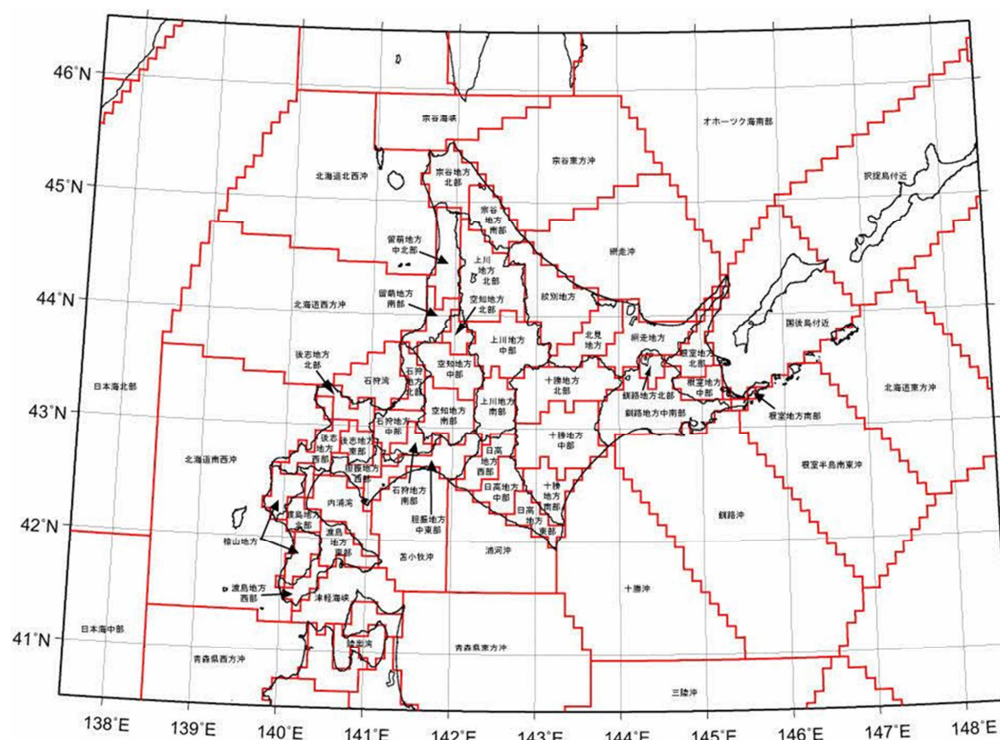
政府広報オンライン HP 「緊急地震速報と津波警報等 いざそのとき、身を守るために」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201410/4.html>

別図2 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



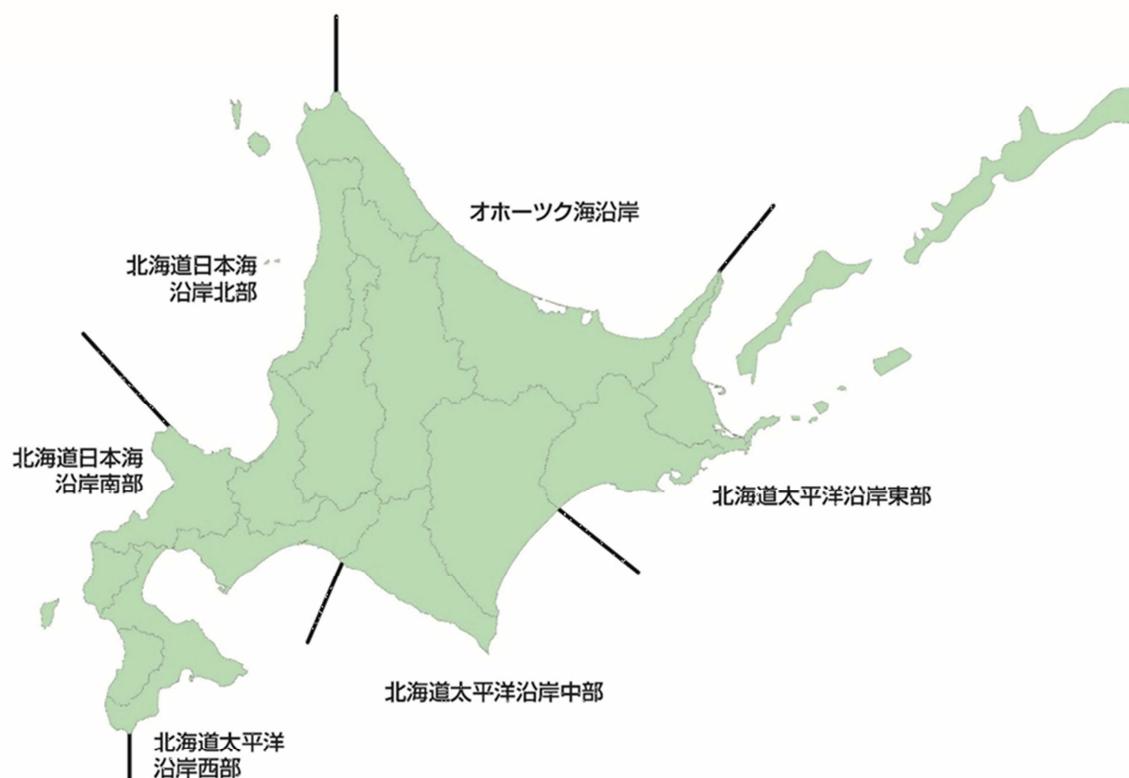
別図3 震央地名



引用 気象庁 HP「地震情報で用いる震央地名（北海道地方）」

<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/region/epi1.html>

別図4 津波予報区



別表3 津波予報区域

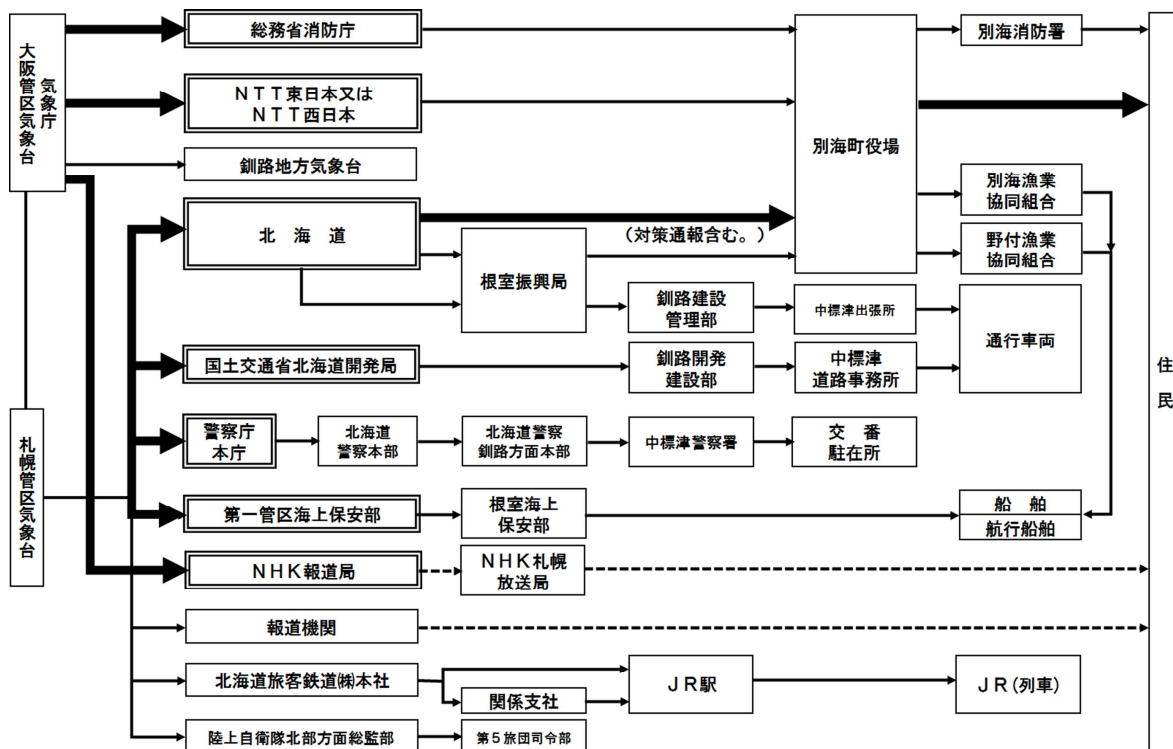
津波予報区名	津 波 予 報 区 域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

(7) 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。

津波警報が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、以下の伝達系統図により、沿岸住民に対し防災行政無線、町広報車、消防サイレン、打鐘、消防車により伝達、周知を行うものとする。

別表4 津波予報・警報伝達系統図



○ 凡例



二重線に囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先



太線は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達



は放送



は、気象業務法に基づく通知当の義務及び放送以外の伝達

- ・ NTT東日本及びNTT西日本には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。
- ・ 対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

5 避難指示等の発令

(1) 避難実施責任者及び措置内容

地震、津波、地震に伴う火災、土砂崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ア 町長（基本法第60条）

(ア) 災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

- a 避難のための立退きの指示
- b 必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- c 緊急安全確保措置の指示
- d 大津波警報（特別警報）など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置

また、避難指示等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(イ) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(ウ) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに根室振興局長に報告する。
(これらの指示を解除した場合も同様とする。)

(エ) 町長から委任を受けた職員

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

イ 水防管理者(水防法第 29 条)

(ア) 水防管理者(水防管理者水防管理団体である町長等)は、津波の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(イ) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を根室振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する中標津警察署長にその旨を通知する。

ウ 警察官又は海上保安官(基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条)

警察官又は海上保安官は以下の場合、必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

(ア) 避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合で、警察官又は海上保安官に、その指示を求める要求があった時

(イ) 町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができないと警察官又は海上保安官が認める時

エ 自衛隊(自衛隊法第 94 条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

(ア) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第 4 条)

(イ) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第 6 条第 1 項)

(ウ) 警戒区域の設定等(基本法第 63 条第 3 項)

(エ) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第 8 項)

(オ) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第 3 項)

(2) 発令基準

種別	発令基準	基準
避難指示	大津波警報(特別警報) 津波警報	災害が発生するおそれが高い区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況であるときに、避難のための立退きを指示する行為をいう。

(3) 避難指示等の伝達方法

ア 防災行政無線による伝達

防災行政無線による緊急情報伝達文及び解除文の放送内容は次のとおりとする。

表1 緊急情報伝達文

予報の種類	避難情報	広報文	反復回数
津波注意報	—	「津波注意報が発表されました。海岸・川沿いの地域の方は、十分に注意してください。」	<u>2回</u>
津波警報	避難指示	「津波警報が発表されました。津波が予想されます。海岸・川沿いの地域の方は、高台など安全なところへ速やかに避難するよう指示します。」	<u>3回</u>
大津波警報 (特別警報)		「大津波警報が発表されました。大津波が来襲します。海岸・川沿いの地域の方は直ちに、高台など安全なところへ速やかに避難するよう指示します。」	<u>3回</u>

表2 解除文

広報文	反復回数
警報・注意報別で以下のとおり発表 「発表されました津波注意報は解除になりました。」 「発表されました津波警報は解除になりました。」 「発表されました大津波警報（特別警報）は解除になりました。」	2回

イ その他の伝達の種類と方法

表3 その他の伝達の種類と方法

種類	方法
広報車	町、道、警察署、消防本部などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
ラジオ テレビ放送等	報道機関に対して避難指示等を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送の協力を依頼するものとする。
電話	電話により、住民組織、官公署、会社等に通報する。
自主防災組織等	自主防災組織等の協力を得て、住民等へ伝達するものとする。
緊急速報情報のメール配信	携帯電話会社が提供する緊急速報のメール配信による伝達をするものとする。

6 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

本町は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

本町は、避難のための立退きの指示、又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している釧路地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。本町が避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間で災害時における連絡体制を整備するよう努めるものとする。

(3) 避難指示等の周知

本町は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

ア 避難指示等の理由及び内容

イ 指定緊急避難場所等及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

(4) 避難方法

ア 避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

本町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近傍の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に任ずる者の安全の確保に努めるものとする。

イ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、海岸部の各地区において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、本町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

ウ 町職員、消防職・団員、水防団員、警察官など避難誘導等に当たる者の2次災害等の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。避難誘導等の訓練を実施することにより、避難誘導等における問題点を把握・検討し、避難行動におけるルールを必要に応じて見直すものとする。

(5) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とする。

避難者の自力による避難が不可能な場合は、住民の生命と安全確保を最優先とし、関係機関に対する要請や民間業者との契約等適切な方法・手段を用いて町が車両、船艇等によって移送する。

イ 避難者移送の実施が困難な場合、道に対し、応援を求めるものとする。

(6) 避難行動要支援者の避難行動支援

ア 避難行動要支援者の避難支援

本町は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ 避難行動要支援者の安否確認

本町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

本町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(ア) 指定避難所への移動

(イ) 病院への移送

(ウ) 施設等への緊急入所

エ 応急仮設住宅への優先的入居

市町村は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ 在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ 応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

(7) 外国人に対する対策

本町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

(8) 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

(9) 被災者の受入れ及び生活環境の整備

ア 本町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

イ 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ウ 指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

1 総則

(1) この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地域の指定受け

本町は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波対策特別強化地域」の指定基準※³を満たすことから、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定について」（危対第1445号（令和4年（2022年）9月30日））により日本海溝特措法第3条及び第9条に基づき、令和4年9月30日付けで日本海溝・千島海溝型地震津波対策特別強化地域に指定された。

本計画をもって、地震防災対策を推進する。

※³「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波対策特別強化地域」の指定基準
津波により、30 cm以上の浸水が地震発生から40分以内に発生する地域

(3) 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、町防災計画本編第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

2 本町における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震想定及び推計に係る経緯

ア 平成27年2月、内閣府は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」を設置し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に係る検討が成され、その報告によれば、北海道から岩手県の太平洋沿岸部の領域において、最大クラスの津波を伴う地震が切迫している状況にあるとされている。

イ 令和2年4月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（概要報告）」において、日本海溝・千島海溝沿いを震源域とする巨大地震モデルの基本的考え方、震度分布・津波高・浸水域等の推計を公表し、国の中央防災会議の下、北海道から千葉県にわたる東日本太平洋沿岸部の広大な範囲で想定されるマグニチュード9クラスに及ぶ2つの巨大地震モデル（日本海溝モデル・千島海溝モデル）について地震・津波による当該地域の被害想定及び減災対策を検討するため、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置している。

ウ 令和3年7月、その考え方を基本とする北海道の浸水想定設定ワーキンググループが「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定」において最大クラスの地震・津波が発生した場合を想定、この時の北海道から千葉県までの広域にわたる人的被害、建物被害、ライフライン、インフラの甚大な被害発生を推計し本町における津波浸水想定区域が決定され公表している。

エ 令和4年3月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会最終報告」において想定される巨大地震の規模は、日本海溝沿いの領域（通称「日本海溝モデル」という。）において、モーメントマグニチュード（以下「Mw」という。）9.1、北海道で最大震度6弱、千島海溝沿いの領域（以下「千島海溝モデル」という。）において、Mw9.3、北海道で最大震度7とされている。

本町における地震津波様相は、日本海溝モデルで最大震度3以下、満潮時では最大津波高4m、千島海溝モデルで最大震度6強、最大津波高4.7m、満潮時では7mに及ぶ津波を伴う巨大地震を推計している。この時、道東の厚岸町で最大震度7（千歳海溝モデル）、根室市で最大津波高22m（千島海溝モデル）も公表している。時期を同じくして、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書」において、東日本全域の人的被害約100,000人（千歳海溝モデル）という甚大な被害推計も公表している。

オ 令和4年7月、道は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」を公表、その際、防災対策により被害を軽減することが可能となることも推計している。

本町においても巨大地震の際の人的被害、建物被害、低体温症対処者数等の甚大な地震・津波被害が推計されている。

カ 令和4年9月、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第9条に基づき、本町は、津波による指定基準に該当する対象地域となり、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地

域」に指定されている。

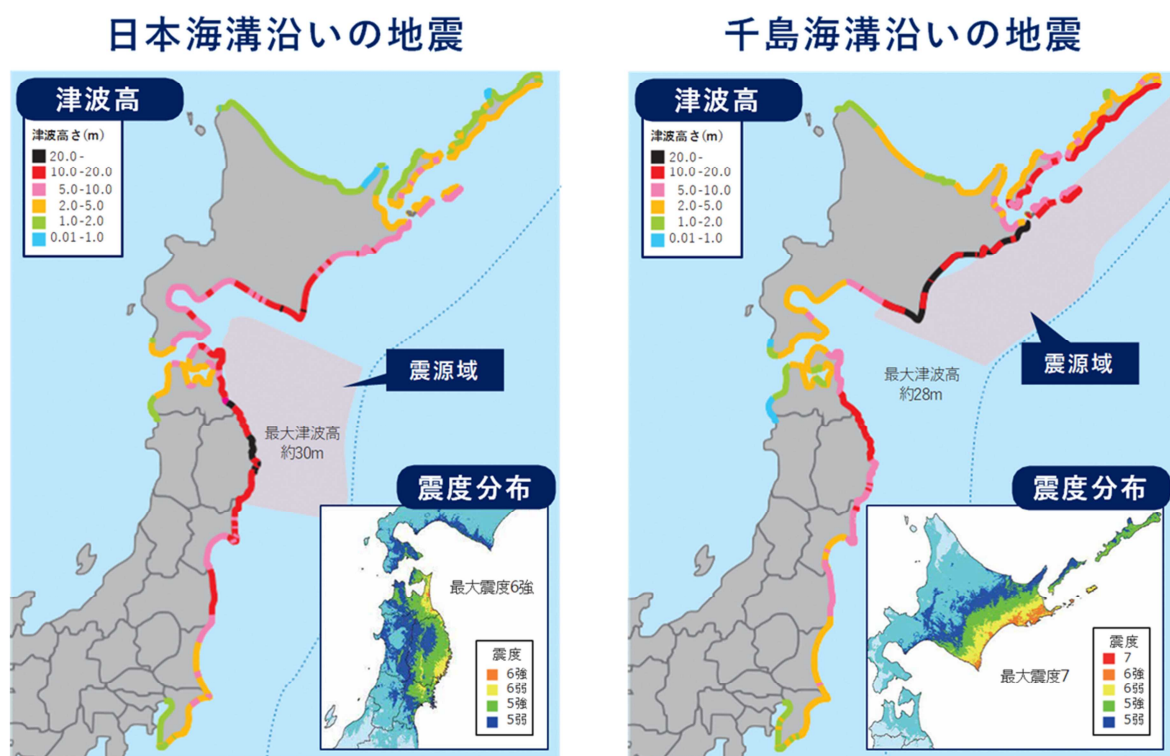
キ 本町として、これらの経緯を踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策を推進しなければならない状況にある。

(2) 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

ア 日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（以下「M」という。）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデル（以下「日本海溝・千島海溝モデル」という。）において推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、最大震度3以下、本町における最大深度襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域がMw9.3、最大震度6強であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

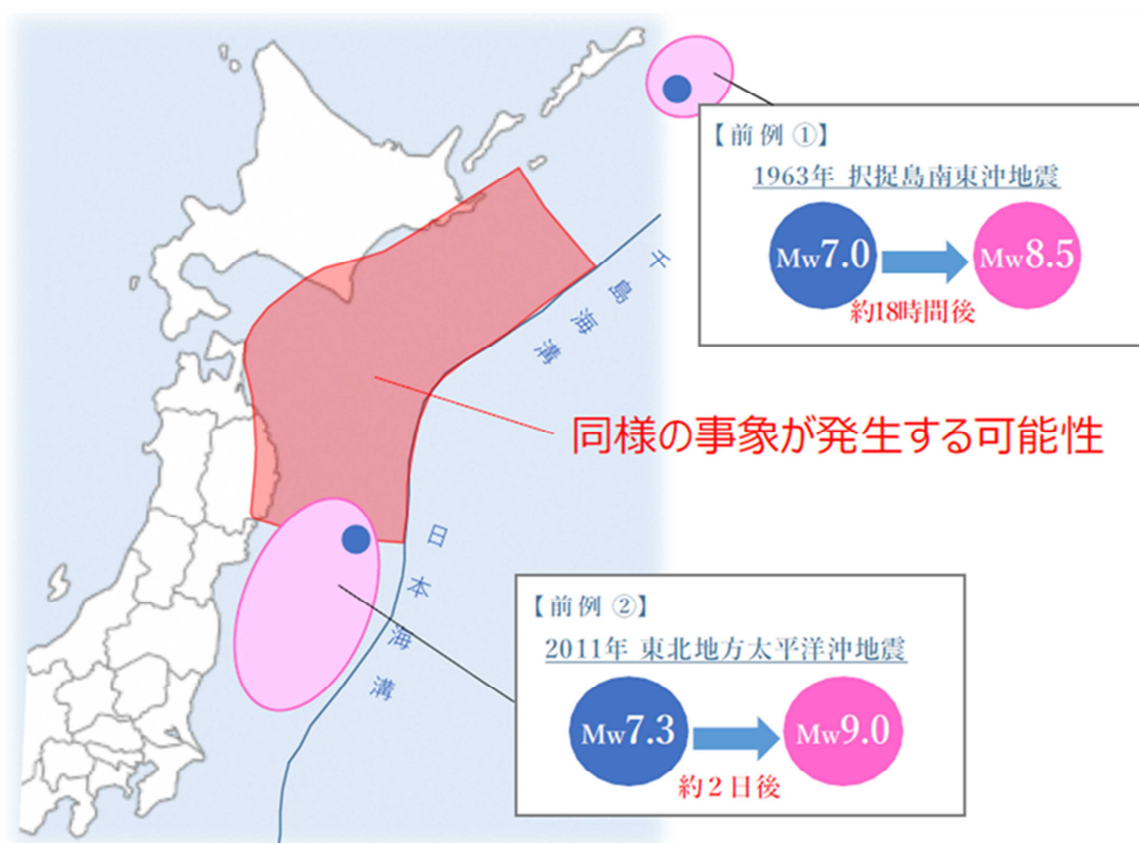
別図1 日本海溝・千島海溝モデル



引用 内閣府（防災担当）・気象庁 「北海道・三陸沖後発地震注意情報チラシ」

イ 道が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」（令和4年7月28日）では、最大クラスの津波を伴う巨大地震が発生した場合、本町に甚大な被害を及ぼすとされている。それに加えて、国が公表した「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（令和4年11月8日）では、過去の事例からモーメントマグニチュード（以下「Mw」という。）7クラスの先発地震※2が発生した後7日以内に Mw 8クラス以上の大規模地震（以下「後発地震」という。）が発生する可能性がある。

別図2 日本海溝・千島海溝沿いでの後発地震の発生事例



内閣府（防災担当）「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（令和4年11月8日）20頁「日本海溝・千島海溝沿いでの後発地震の発生事例」より引用

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/122089.html>

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が公表した北海道太平洋沿岸部における津波浸水想定区域図（令和3年7月19日）、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」（令和4年7月28日）及び国が公表した「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（令和4年11月8日）等に基づく被害想定

（R4）等における被害の特性は次のとおりである。

ア 津波による被害

（ア） 津波による被害が地震の揺れによる被害よりも甚大である。

千島海溝を震源域とする千島海溝モデルにおいて本町では、最大震度6強の巨大地震が推計されており、道が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」（令和4年7月28日）津波浸水想定における本町の最大津波高の推計は、2.5m～最大4.7m、最大津波到達時間は148分～220分及び浸水想定面積は5.232haに及ぶ。

（イ） 建物被害は道の被害想定推計において、時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で全壊棟数390棟に及ぶ。

（ウ） 人的被害は道の被害想定推計において、冬の深夜帯で早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）の死者数が最大となり、約370人に及ぶ。しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、86.5%減の約50人と推計される。

イ 揺れに伴う被害

揺れに伴う本町での全壊棟被害は道の被害想定推計において、積雪荷重などの影響により冬の夕方から深夜帯が最大となり、約160棟に及ぶ。

また、液状化による全壊棟も40棟に及ぶ。

ウ 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が增大することから、地震時の出火の危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

また、低体温症要対処者は道の被害想定推計において、冬の深夜帯に屋内への2次避難が困難な場所へ避難をした場合、約210人に及ぶ。

エ 長周期地震動による被害

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、2003年十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

3 関係者との連携協力の確保に関する事項

(1) 資材、人員等の配備手配

ア 物資の備蓄・調達

(ア) 本町は、発災後適切な時期において、本町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等による調達可能な流通備蓄量等について、主要な品目別に確認するものとする。

(イ) 本町は、(ア)に掲げる把握した数量及び道との調整結果等を踏まえ、本町で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、道に対して調達、供給の要請を行うものとする。

イ 物資等の調達手配

(ア) 本町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

(イ) 本町は、居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のための物資等の供給が必要となる緊急時において、本町のみでは対応困難で必要やむを得ない状況と認められる場合は、道に対して要請するものとする。

ウ 人員の配備

地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急対策を実施するため、必要な資材の点検、整備及び配備等については、平常時より準備しておくものとする。

また、活動人員については町防災計画本編第5章第13節「労務供給計画」を準用する。

エ 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

地震が発生した場合において、本町の地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の平常時より準備を行うものとする。

(2) 他機関に対する応援要請

ア 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は町防災計画資料編「応援協定」を準用する。

イ 町は必要があるときは、アに掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、町防災計画本編第5章第17節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

4 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

(1) 津波からの防護

津波災害警戒区域内における以下の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

ア 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、遮断ゲートの閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

イ 河川、海岸及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

(ア) 防潮堤、堤防、遮断ゲート等の点検方針、計画

(イ) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画

(ウ) 防災行政無線等の整備の方針及び計画

(2) 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は町防災計画本編第3章第1節「気象予報警報等の伝達計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

ア 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範囲に伝達されること、外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮すること

イ 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や町からの津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。

ウ 本町が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。

エ 船舶に対する津波警報等の伝達及び船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。この、場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

オ 管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報収伝達体制を整備するものとする。

カ 必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。

(3) 地域住民等の避難行動等

本町は、避難対象地域の居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

ア 津波避難計画の改正

(ア) 津波避難計画は、避難対象地域の居住者等に対し改正の都度、十分周知するとともに、各防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて同計画の内容を見直す。

(イ) 避難対象地域（順不同）

海岸線沿い地区名	野付
	尾岱沼
	床丹
	本別海
	走古丹

(ウ) 次の事項について避難対象地居住者等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- a 想定される危険（浸水域）の範囲
- b 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）
- c 指定緊急避難場所に至る経路
- d 避難指示の伝達方法
- e 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- f その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品等）

イ 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

ウ 避難のための指示

(ア) 本町は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ階上への緊急避難するよう指示するものとする。

(イ) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、本町が必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。

(ウ) 避難指示は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、SNS等の手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

エ 避難指示の発令

以下の点に留意し発令基準を定め、適切に避難の指示を行うものとする。

- (ア) 道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合
- (イ) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき
- (ウ) 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

オ 避難場所の維持・運営

- (ア) 本町が避難所等を開設した場合は、当該避難所等に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- (イ) 避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

カ 避難場所における救護

- (ア) 本町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、以下のとおりとする。
 - a 受入施設への受入れ
 - b 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - c その他必要な措置
- (イ) 町は(ア)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - a 流通在庫の引渡し等の要請
 - b 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - c その他必要な措置

キ 避難行動要支援者の避難支援他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、以下の点に留意するものとする。

- (ア) 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。
- (イ) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示等が行われたときは、(ア)に掲げる者の避難所等までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団、自主防災組織等が指定する者が担当する者とし、町は自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ク 避難誘導等

(ア) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(イ) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(ウ) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

ケ 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意思啓発のための方策を実施する。

(4) 消防機関等の活動

ア 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集、伝達

(イ) 津波からの避難誘導

(ウ) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

(エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

イ アに掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、町消防計画に定めるところによる。

(5) 水道、電気、通信、放送関係

ア 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

イ 電気

(ア) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする需要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

(イ) 指定公共機関北海道電力株式会社中標津営業所が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置

ウ 通信

(ア) 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道支店が行う措置

(イ) 道が行う支援の措置

エ 放送

指定公共機関日本放送協会札幌放送局（釧路放送局）が行う措置

(6) 交通対策

ア 道路

町、北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

冬期においては、緊急輸送道路や避難所等へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

イ 海上

(ア) 根室海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に地域から安全な海域へ船舶の退避を実施する等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。

(7) 町直営・指定管理・管理委託施設等に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入する施設

町が管理する庁舎、地域会館、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

(ア) 各施設に共通する事項

a 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達するものとする。

b 入場者等の避難のための措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 飲料水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

h 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(イ) 個別事項

a 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置

b 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

- c 学校等にあつては、
 - (a) 当該学校等が、本町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - (b) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- d 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

- (ウ) 地震津波発生時に浸水が想定される海岸地区（野付・尾岱沼・床丹・本別海・走古丹）における津波災害警戒区域内に所在する町の直営、指定管理及び管理委託施設の防災対策

以下は、日本海溝特措法第6条及び日本海溝特措法施行令第3条（以下「法令」という。）に該当する別海町直営・指定管理・管理委託の各施設であることから、次の表に示す当該施設の管理者等は、別冊「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画に係る様式集」に示す「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（別海町直営・指定管理・管理委託施設共通）」又は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規定」のいずれかの様式に従い作成するものとする。

当該施設の管理者等は、作成した同計画又は規定に基づき、発災時における当該施設利用者の避難の安全確保に関する措置を講じるものとする。

別表1 法令に基づく防災対策計画作成対象の町直営・指定管理・管理委託の各施設

地区名	施設名	種 別	運営又は 管理形態	住所及び電話番号
床丹地区	床丹会館 床丹ファミリースポーツハウス	集会場	指定管理	野付郡別海町床丹9番地の50 電話番号 0153-86-2677
本別海地区	認定こども園本別海へき地保育園	保育園	直 営	野付郡別海町本別海2番地の155 電話番号 0153-75-8120
本別海地区	本別海地域防災センター	集会場	直 営	野付郡別海町本別海2番地の155 電話番号 0153-75-8400
本別海地区	本別海地域センター	集会場	指定管理	野付郡別海町本別海2番地の24 電話番号 0153-75-8163
走古丹地区	走古丹地域防災センター	集会場	直 営	野付郡別海町走古丹1番地の44 電話番号 0153-75-8102
走古丹地区	走古丹屋内多目的広場	集会場	管理委託 (走古丹 町内会)	野付郡別海町走古丹1番地の44
野付半島	野付半島ネイチャーセンター	事業場	指定管理	野付郡別海町野付63番地の3 電話番号 0153-82-1270

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)の(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者はアの(ア)又は(イ)の掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 工事中の建設等に対する措置

工事中の建設物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(1) 整備方針

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業計画及び日本海溝特措法を踏まえて作成し、推進するものとする。

また、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順番及び方法について考慮するものとする。

(2) 地震防災上緊急に整備すべき施設

ア 目的

住民等の生命を守るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波及び同先発地震に起因した後発地震に備える災害応急対策における地震防災上の施設等は、計画的に整備を推進し、既存施設は改修、または補修により機能維持を図る。

イ 緊急整備目標

本町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定を受けたことから同地震津波被害の蓋然性が高い海岸地区における整備・改修を最優先とするものとし、地震防災上の施設整備に関して五箇年（2023年度から2027年度）程度を目途として緊急整備目標を掲げ、以下のとおり整備・改修していくものとする。

別表2 別海町における津波避難対策緊急整備目標※⁴

事業別	使用目的等の区分	避難施設等の緊急整備目標	工事別	達成予定年度及び事業規模
避難施設の整備事業	避難場所 津波避難施設 地域防災拠点施設	走古丹地区 1箇所 (走古丹地域防災センター)	既設改修	2023年度(令和5年度) 屋上防水改修工事
				2026年度(令和8年度) 電気設備工事(LED化)
		本別海地区 1箇所 (本別海地域防災センター)	既設改修	2024年度(令和6年度) 外壁等改修工事
				2026年度(令和8年度) 電気設備工事(LED化)
		床丹地区 1箇所 (床丹地域防災センター)	既設改修	2026年度(令和8年度) 電気設備工事(LED化)
	場外着陸場 地域防災拠点施設 その他多目的運用施設	別海町別海地区 1箇所 (別海町営スケートリンク (仮称))	新設	2026年度(令和8年度) 調査・設計 2027年度(令和9年度) 新設工事

※⁴ 本目標は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進における中期的（2023年度から2027年度まで）な整備目標である。

（3）地震防災上整備すべき施設

- ア 建築物、構造物等の耐震化
- イ 避難地の整備
- ウ 避難路の整備
- エ 津波対策施設
- オ 消防用施設の整備等
- カ 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港施設の整備
- キ 通信施設の整備
 - （ア）町防災行政無線
 - （イ）その他防災機関等の無線

（4）長周期地震動への対応等

本町は、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、今後、町内で高層建物、長大構造物が建設され長周期地震動対策の必要性が生じた場合、速やかに検討し、その対応に努めるものとする。

6 防災訓練計画

（1）町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

（2）（1）の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。

（3）（1）の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。

（4）町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

（5）町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
- イ 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- エ 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

7 防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1) 町職員等に対する教育

ア 災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

イ 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

(ア) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(イ) 地震・津波に関する一般的な知識

(ウ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(エ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

(オ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(カ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

(キ) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2) 住民等に対する教育、広報

ア 町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

イ 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

(ア) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(イ) 地震・津波に関する一般的な知識

(ウ) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(エ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(オ) 正確な情報の入手方法

(カ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(キ) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(ク) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(コ) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(サ) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

(シ) 避難所生活における要配慮者及び性的マイノリティー者に対する合理的配慮

ウ 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

エ 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

(3) 児童、生徒等に対する教育及び広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

ア 過去の地震及び津波災害の実態

イ 地震や津波の発生の仕組みと危険性

ウ 地震や津波に対する身の守り方と心構え

エ 地域における地震・津波防災の取組等

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育及び広報

防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、本町及び機関等が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

(5) 自動車運転者に対する教育、広報

自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

町は、町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

8 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、モーメントマグニチュード（以下「M_w」という。）7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、M_w8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、本町から居住者等及び観光客等に対して注意を促すものとする。

（1）後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び道から受けた後発地震への注意を促す情報等を次に示す各種伝達手段を用いて伝達する。

ア 後発地震注意情報における対象別の各種伝達手段

対象別	伝達手段
住 民	防災行政無線、広報車、町広報誌・チラシ等の紙媒体、インターネット 防災アプリ、SNS、新聞・ラジオ・テレビ等のメディア利用
町職員	総合行政ネットワーク環境の電子メール、Logo チャット、防災アプリ SNS、防災携帯電話（貸与職員対象）、庁内放送
関係機関	総合行政ネットワーク環境(LG-WAN)の電子メール、防災アプリ、SNS

イ 後発地震への注意を促す情報を伝達する際の着意事項

（ア） アに掲げる各種伝達手段を用いて町内会自主消防組織及びその他の公共的団体の組織協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

（イ） 居住者等及び観光客等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

（ウ） 状況の変化等に応じ、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

ウ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達

外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。

（2）災害に関する組織等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、町防災計画本編第3章第3節「別海町災害対策本部」及び第4節「非常配備体制」に準ずる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

ア 本町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

イ 内閣府・気象庁から後発地震への注意を促す続報を受け、防災対応をとるべき期間の延長等変更の必要性が生じた場合は、速やかに地域住民に対し周知を図るものとする。

(4) 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の本町のとるべき措置

ア 本町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、関係機関及び町内会自主防災組織と協力して地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。その際、後発地震注意情報発信後も経済活動を維持継続することから地域住民に冷静な対応を呼びかけるとともに、デマ情報の拡散防止に努める。また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

イ 居住者等及び観光客等への周知体制及び問い合わせへの対応

町防災計画第2章第3節「別海町災害対策本部」に示す対策任務分担を準拠とし、同本部内に編成された総務対策部広報対策班をもって、一元的に対応することを基本とする。